

各都道府県水道行政担当部局担当者殿

厚生労働省健康局水道課

福島市内の水道水から放射性物質が検出されたとの報道について（情報提供）

平成 23 年 3 月 16 日に一部報道機関において、福島市内の水道水から放射性物質が検知されたことが報道されましたが、この点について本省の見解を送付いたします。

今般の報道は、福島県の原子力センターが、自主的に水道水の放射線を測定したものと承知しております。その調査結果によれば、原子力安全委員会が定める指標値を超過する状況になく、直ちに摂取制限が必要なレベルではないと考えております。今後、政府の原子力災害対策本部の要請により緊急時のモニタリングが実施され、摂取制限等の措置が必要となれば、当省としても適切に対応してまいります。

※1 原子力発電施設の事故による緊急時のモニタリングの実施は、政府の原子力災害対策本部の指示に基づき、地方公共団体原子力防災部局が中心に実施することとなっております。その結果、原子力安全委員会が定めた飲食物制限に関する指標値を超える飲食物が見つかった場合は、政府の原子力災害対策本部が摂取制限の実施等を検討することとされております。

※2 原子力安全委員会が定めた飲食物制限に関する指標値

放射性ヨウ素（飲料水） 300 Bq（ベクレル）/kg

放射性セシウム（飲料水） 200 Bq/kg

※3 福島県原子力担当部局の自主測定値

	採取日時	放射性ヨウ素（飲料水）	放射性セシウム（飲料水）
1 回目	2011/3/16 8:00	177 Bq/kg	58 Bq/kg
2 回目	2011/3/16 14:30	定量下限値未満	定量下限値未満

※ 測定方法は放射能測定法マニュアル(文部科学省)による